

第33回 国立市まちづくり審議会会議録

日 時	令和7年9月25日（木）午後6時30分～午後7時44分
場 所	国立市役所3階 第1・2会議室
議 題	1 諒問：重要景観資源の指定要件について 2 その他
出席委員 (敬称略)	福井委員、田邊委員、石川委員、大川委員、北島委員、佐藤委員、渋谷委員、 田中委員、鶴田委員、西村委員
事務局	北村都市整備部長、野田都市計画課長、秋山指導係長、村山主任、唐沢主事
傍聴者	1名

第33回 国立市まちづくり審議会

- 福井会長 : 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから第33回の国立市まちづくり審議会を開催いたします。御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- 開会に先立ちまして、委員と事務局に変更があったということですので、事務局より御紹介をお願いいたします。
- 事務局 : それでは、新任の委員を2名紹介いたします。新しく市民委員となりました北島委員になります。
- 北島委員 : よろしくお願ひします。今日、話題になる本田家住宅のすごく近所に住んでいて、この国立市役所ができる前に、ここにまだ公園があった頃を知っている古い人間でございます。谷保代表で、今回なりましたので、よろしくお願ひします。
- 福井会長 : お願ひいたします。
- 事務局 : それでは、同じく市民委員となりました佐藤委員になります。
- 佐藤委員 : 佐藤と申します。事前に頂いた31回と32回の議事録を読ませていただきまして、大変なところに参加してしまったと思って驚いております。何の専門性もありませんが、どうぞよろしくお願ひします。
- 福井会長 : お願ひいたします。
- 事務局 : 続きまして、事務局になります。都市計画課課長の野田になります。
- 都市計画課長 : 野田です。よろしくお願ひします。
- 事務局 : 同じく都市計画課主事の唐沢になります。
- 唐沢主事 : 唐沢と申します。よろしくお願ひします。
- 福井会長 : どうもありがとうございました。
- それでは、議事に入ります前に、市側を代表しまして、都市整備部長から御挨拶をいただきます。
- 都市整備部長 : こんばんは。都市整備部長の北村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 本日は御多忙のところ、第33回の国立市まちづくり審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国立市に御指導、御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。
- おかげさまで、昨年度、こちらのまちづくり審議会のほうで御審議をいただきました景観づくりガイドラインと大規模行為景観形成基準の改定につきましては、本年3月に無事終えることができました。御審議いただいて、本当にどうもありがとうございました。
- 本日ですけれども、既に御案内させていただいておりますが、諮問事項といたしまして、重要景観資源の指定要件についての御審議をお願いする形になります。市では、景観づくり基本計画に基づきまして景観づくりを進めておりますけれども、次なる取組として、重要景観資源の指定を目指してまいりたいと考えております。こちらの冊子の中にも候補としておりますけれども、先ほど北島委員からお話をあった旧本田家住宅ですか、旧国立駅舎ですか、こちらについて現在環境整備が進んでおりますので、今後の指定ということも考えられる状況になっているかなと考えております。

今後を見据えまして、重要景観資源の指定要件を整理したいと考えておりますので、ぜひ今回の審議の場で様々な御意見をいただけたらと考えております。本日は、本当にどうぞよろしくお願ひいたします。

福井会長 : どうもありがとうございました。

委員の出席でありますけれども、大木委員、荒井委員、遠藤委員からは、都合により御欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

また、田邊委員、西村委員、石川委員につきましては、オンラインの御出席ということでお願いいたします。発言のときには適当に声を出していただいて結構ですので、御発言をお願いいたします。

ただいまの委員の出席数は、合計で10名になります。したがいまして、まちづくり条例第56条第5項の規定に基づき、過半数に達しておりますので、これより会議を進めさせていただきます。

それでは、事務局から審議に先立ちまして御説明があることでの、お願ひいたします。

事務局 : 事務局から2点、御説明いたします。

1点目が利益相反についてです。本日が初めての委員さんもいらっしゃいますので、改めてお伝えさせていただきますけれども、当審議会では様々な事業案件を取り扱います。案件によっては委員御自身が事業主であったり、あるいは近しい親族が事業主というケースもあろうかと思います。まちづくり審議会は中立的な第三者機関でございますので、審議案件が自身の利害に関わる場合には、その案件の御審議は遠慮いただきたいと考えております。何をもって利害関係者とみなすかにつきましては、明確な線引きはしておりませんけれども、御自身または御自身と関係性の強い方が事業に関わる案件を審議する場合には、あらかじめ事務局まで御相談をいただけますと幸いです。

続きまして、2点目、資料の取扱いについてです。こちらも毎回のことになりますが、御説明させていただきます。審議会の資料には個人情報や法人情報が含まれている場合があり、未決定や本来非公開の情報を取り扱うこともあります。これらの情報は、審議に必要であることから、やむを得ず取り扱うものであります。資料について明らかに個人情報は黒塗りとさせていただきますが、基本的には審議会限りの資料となります。委員の皆様には、これらの資料が外部に流出しないよう、取扱いには十分御注意いただくようお願いします。資料は会議終了後、御自身で破棄していただくか、テーブルの上に置いていただければ、事務局で回収の上破棄いたします。また、時折、メールで資料のデータ等をお送りすることもございます。その際のデータは、会議終了後に削除していただくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

福井会長 : ありがとうございました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の議題ですが、議題1が諮問事項で、重要景観資源の指定要件について、議題2がその他ということで、計2件ございます。終了時刻は午後8時頃を予定しております。

それでは、事務局から本日の配付資料を確認していただけますでしょうか。

事務局 : それでは、配付資料を確認させていただきます。

配付資料につきましては、事前にお送りをさせていただきました。最初に、開催通知になります。続きまして2枚目、こちらが議事日程、裏面に資料一覧が記載されたA4版、1枚のものになります。続きまして、資料1として、重要景観資源の指定要件についてということで、A4版で2枚のものになっております。続きまして、資料2として、令和6年度まちづくり条例手続台帳の写しとして、A3版で2枚になっております。続きまして、資料3として、まちづくり審議会の委員名簿がA4版で1枚となっております。続きまして、参考資料として、タイトル、国立市都市景観形成条例等ということで、A4版ホチキス留めのものとなっております。

資料につきましては、以上でございます。配付資料に不足等がございましたら、御用意させていただきます。

以上でございます。

福井会長 : ありがとうございます。資料に不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続きまして、本日の審議会の公開について確認させていただきます。個別具体的な議論をする際には部分的に非公開とすることも想定されますが、今回非公開とする情報等は含まれていないと思いますので、公開ということで御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

福井会長 : ありがとうございます。異議なしということで、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは、議題に入ります。

議題1、諮問、重要景観資源の指定要件についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料の説明をさせていただくのですけれども、説明に入る前に、先に諮問理由を改めて簡単に御説明をさせていただきます。

市では、平成10年に都市景観形成条例を施行しております、その条例において、市長は重要景観資源を指定することができるということで定めております。しかしながら、条例制定から既に25年を越えておりますけれども、いまだに指定されていないという状況でございます。また、令和2年に改定した景観づくり基本計画におきましては、景観づくりの実現に向けた取組の一つとして、重要景観資源の指定を掲げているところでございます。このたび、景観づくりガイドラインの策定等が一段落となったことから、重要景観資源の指定を進めてまいりたいと考えております。

参考資料の28ページにも記載があるのですけれども、基本計画の63ページに、重要景観資源の候補として旧本田家や旧国立駅舎を挙げております。これらの施設は、現在、建物本体あるいは周辺環境の整備を進めておりまして、今後、指定というものが考えられるような状況となってまいりました。

しかしながら、条例の規定とか、あと基本計画に書かれていることだけでは、具体的に何をもって指定するのかということの判断がなかなか難しいのかなと考えましたので、このたび、これらを踏まえまして、重要景観資源の指定要件を事務局案という形で整理させていただきました。特に指定対象、それから指定基準について、今回皆様から御意

見を賜ればと考えております。

一応諮詢の根拠といたしましては、まちづくりの推進に係る事項について意見を聞くことができるということで、まちづくり条例第55条第1項1号となっております。

仮にこれらの施設を重要景観資源に指定することができれば、市として、これらの景観資源が重要であるということを内外に広くアピールすることができますし、シティープロモーションという観点でも非常に有効なのではないかなというふうに考えております。

具体的な資料の内容につきましては、これより村山より御説明をさせていただきます。

事務局

： それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

景観資源の指定要件についてでございますが、1の重要景観資源でございます。重要景観資源につきましては、国立市景観づくり基本計画でその考え方方が示されておりまして、「重要景観資源とは、国立の成り立ちや文化の象徴であり地域を印象付ける景観として、重要な価値があると認められる資源」とされております。

次に、2の重要景観資源の指定方針でございますが、指定方針につきましても国立市景観づくり基本計画でその考え方方が示されており、国立を象徴するもの、道路やそのほかの公共の場所から望見することができること。これらの具体的な指定方針として、1点目が、地域に親しまれ、建築物等の外観が景観上の特徴を有するなど、地域のシンボル的な存在として良好な景観を形成しているもの。2点目が、街かどやアイストップに位置するなど地域の景観形成に取り組むうえで、重要な位置にあるもの。3点目が、地域の歴史、文化を感じさせる、または創出することが期待できるものとされております。

次に、3の重要景観資源の指定等の流れでございますけれども、まずは重要な価値があると認められる資源の候補を選定いたします。その後、条例で定められていますとおり、所有者の同意を得て、指定については本審議会に意見を伺い、重要景観資源として指定いたします。指定した後には、まずは市内外に認知していただくべく、景観資源を広報したいと考えております。さらに、多様な主体による景観づくりの推進や、市民・事業者への景観づくりの普及と協働を進め、景観まちづくりへの意識を向上させ、行く行くは、景観資源の保全と資源を核にした地域の魅力づくりに結びつけられればと考えております。

裏面を御覧ください。4の重要景観資源の対象についてでございますが、都市景観形成条例にて、建築物等その他の物件又は木竹とされております。しかしながら、詳細な定義といいましょうか、解説というものがございませんので、これらの整備を枠内で示しております。

まず、建築物等その他の物件でございますが、1点目が建築物又は工作物で、大変申し訳ございません、括弧書きで説明の部分でございますけれども、資料に一部誤りがございました。「建築物及び工作物と一体となってなって」ということで、「なって」が重なってしまいました。一方の「なって」を削除していただきまして、訂正させていただければと思います。なお、訂正させていただいたことにおわび申し上げます。大変申し訳ございません。今後気をつけます。

2点目としては、道路、橋梁などの土木構造物しております。

次に木竹でございますけれども、木竹と樹林地としており、樹林地につきましては、当該地に存する木竹単体を集合体として指定するとしており、面積的な単位での指定ではなくて、それぞれ複数の木竹の指定ということで考えております。

次に、5の重要景観資源の指定基準についてでございます。先ほど2の指定方針で説明いたしました景観づくり基本計画における指定方針に基づきまして、基準や体制等の整理を枠内に示しております。

それでは、1点目の地域に親しまれ、建築物等の外観が景観上の特徴を有するなど、地域のシンボル的な存在として良好な景観を形成するものの基準等につきましては、建築物等その他の物件と木竹の共通としまして、基準は複数に該当するものをいうとしております。①としまして、地域住民にとって、身近な存在であったり、好ましかったり、関心が高いもの。②といたしまして、景観上で特に目立った、または際立った外観や樹容を有しているもの。③として、地域を象徴するなど特徴的なもの。④として、絵画、写真、文学等でその存在が引用されているものとしております。なお、良好な景観とは、単なる「きれいな眺め」だけではなく、地域の固有の特性と関連し、それぞれの地域の個性や特色を伸長するに寄与することであるとの解説を加えております。

そのほか、木竹に関する基準といたしまして、⑤として、地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であるもの。⑥として、樹高が15メートル以上であるもの。⑦として、歴史的価値又は希少価値のあるものとしております。

続きまして、3ページでございますが、2点目の街かどのアイストップに位置するなど地域の景観形成に取り組むうえで、重要な位置にあるものの基準等につきましては、建築物等その他の物件と木竹の共通といたしまして、基準はいずれかに該当するものをいうとしております。①として、大通り、角地、広大な敷地に存在している。②として、人の目が向くものや注意を引くものとしております。なお、地域の景観形成は、地域の固有な特性と関連し、それぞれの地域の個性や特色を伸長することに寄与することであるとの解説を加えております。

3点目の地域の歴史、文化を感じさせる、または創出することが期待できるものの基準等につきましては、建築物等その他の物件と木竹の共通として、基準はいずれかに該当するものをいうとしております。①として、単体として歴史、文化的価値のあるもの。②として、歴史的な様式を継承した新しいもの。③として、地域において新たな象徴となるようなものとしております。

最後に、4点目の道路やそのほかの公共の場所から望見することができることにつきましては、本基準は、建築物等その他の物件と木竹の共通といたしまして、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができないものの指定は不適切であるという趣旨であるとしております。

そのほか、国立市都市景観形成条例における関係規定と、国立市景観づくり基本計画における関係する部分の抜粋を参考資料として用意させていただきましたので、必要に応じて御参考願えればと思います。

説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

福井会長 : ありがとうございました。事務局の御説明によりますと、都市景観形成条例では重要景観資源の指定ができるとなっていますが、制定から25年たった現在でも、まだ指定されたことがないということでございました。景観づくり基本計画でも指定に取り組むということで、今後の指定実現に向けて要件を整理したいということで、特に今回は資料1の2ページ目の対象についてというところと、同じくそこの指定基準点の2点を中心御意見をいただきたいということでございます。

それでは、議論に入ります前に、本日欠席の委員からもし御意見がございましたら確認したいのですが、何かございますでしょうか。

事務局 : 現段階ではいただいておりません。

福井会長 : 分かりました。

では、こちらの会場での審議に移りたいと思います。この件につきまして、御質問あるいは御意見がある方は挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。

田中委員 : よろしいですか。

福井会長 : では、田中委員、お願いいいたします。

田中委員 : まず、4の対象についてというところの中で、土木構造物、木竹というふうになっております。私のほうで少しこんなものが景観として国立では重要なと思うようなことをいろいろ考える中で、例えば田んぼや用水路、矢川のおんだし、あの辺のものはこういった土木構造物なのか、景観としてどうなのかというのが少し気になったところでございます。

また、指定基準のほうの(4)の道路そのほかの公共の場所から望見することができるというところの中で、例えば一橋大学の中の建物ですとか、滝乃川学園ですとか、国立にはいろいろと比較的、歴史的価値のあるような建物がある中で、こういったものが「公共の場から見える」というのが、非常に判断基準として曖昧かなと。私が少し思ったのは、年に数回入る機会があったり、申請をすれば見られたり、例えば観光まちづくり協会等が主催して見学会があるとか、そういったところで少し細かな基準になるとは思うのですけれども、そういったものに参加すると、一般市民の方、もちろん市外の方も含めて見られるようなものであれば、もちろん所有者の同意というものが必要かとは思うのですけれども、指定されるということも想定をしておいたほうがいいのかなと思います。

福井会長 : ありがとうございました。事務局はいかがでしょうか。

事務局 : 2点、いただいたかと思っています。まず、田んぼとかおんだしのようなものというのは対象になるのかというお話を、一般的に見えないような資源というのはどうなのだとということだと思います。

まず、おんだしのようなものなのですけれども、今、条例の規定に当てはめた中で整理をすると、委員さんのおっしゃりたいことは理解できるのですけれども、今の条例解釈でいくと、建築物又は工作物ではないと思いますし、あと木竹とも言えませんので、現状では対象とはできないだろうと考えます。ただ、そういった御意見をいただいた中で、やはりそういうものも重要景観資源に指定したほうがいいのではないかというふうになれば、必要に応じて例えば条例改正するとか、そういったことの追加というのは可

能なのではないかと考えます。事務局でも指定できないかと考えたのですけれども、現段階では難しいというのが条例上の整理になります。これが1点です。

それと2点目、例えば一橋大学さんとか、滝乃川学園さんのような民間の施設についてです。恐らく施設管理者にすばらしいから見せてくださいと言ったら、見せていただける可能性のある施設だと考えます。しかしながら、今整理した中でいくと、いつでも誰でも見られるような施設ではございませんので指定は難しいと考えます。ただ、委員さんがおっしゃったように、例えば年に何回かかもしれないけれども広く開放されるような機会があれば認めてもいいのではないかという、そういう整理は一つあろうかと思っていますので、御意見として受け止めたいと考えています。

福井会長：ありがとうございます。

田中委員：どうしても谷保のほうにいますと、田んぼですとか用水路というのは壮大な土木構造物だと思っておりますので、その辺の整理はしておいたほうがいいと思います。「除く」と書いておくというのも一つの手なのか、今現状ですと南部地域のそういった用水路ですか田畠がかなり宅地開発をされている中で、そういうものに対して反対を思っている方々もいらっしゃると思います。私自身も残念だなというような思いを、思わせるような開発が乱発されているような気がします。かといって1人の力では何ともできないというようなものが出てくるかと思いますので、その辺を整理しておいたほうがよいのかなということと。

先ほどのもう1点のほうの道路から見えるとかというのは、「原則」とか、何か基準を付加していただけすると、対象が広がってくるのではと思います。例えば谷保天満宮ですか、道路から見えるかというと、一部見えるでしょうけれども、公園的なものなのか、寺社仏閣とか、そういうものも道路から見えるとなるとなかなか難しいので、「原則」とか、基準がある程度あったほうがよろしいかなと思いました。

福井会長：ありがとうございます。どうぞ、事務局。

事務局：すみません、今の点でちょっと事務局としてこの辺りを注意しないといけないと思っていることがございまして、こちらの指定対象のところでも少しそのようなニュアンスでお話はさせてもらってはいるのですけれども、あまり面的な指定というのではないほうがいいだろうと考えます。つまり土地そのものを指定してしまうと、例えば樹木も含まれてしまい、それを切らざるを得ないのだけれども切れないみたいな、そういう日頃の通常の管理業務に支障を来すようなことはよくないだろうと思っていますので、例えば谷保天満宮みたいな話だとしたら、あくまでも建物だけの指定になるのだろうと考えます。例えば旧本田家を仮に指定するとなつても、旧本田家の敷地全部ですと、木を切れない、草を刈れないみたいなことになると困るので、その場合には建物と例えば門扉みたいな、そういうような指定の仕方だろうと思っています。

ですから、例えば先ほどのおんだしとか田んぼというときに、あてはめてみると、やはり指定要件をしっかりと整理しないと、おんだしを指定したら草が刈れませんみたいになってしまふと、あるいは少し手直しが必要だけれどもそれができないみたいな、そういう管理に支障を来すようなことはよくないだろうと思っていますので、その辺りも含めて指定をするのであれば、きちんと整理は必要だろうというふうに認識しております。

す。

- 福井会長 : ありがとうございました。通常の管理行為と現状変更というものをきちんと区別するようにならないと、なかなか難しいところだと思いますけれども。
- この議題についてここで議論するのは初めてですので、そもそも論のところも含めて、引き続き御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 大川委員、お願いします。
- 大川委員 : そもそも論の話なのですけれども、今お話があつた中で、重要景観資源に指定されると、木が切れないとか、そういう話がありましたけれども、どういった規制がかかってくるのでしょうか。その辺で大分違うと思うのです。都でいうと、登録有形文化財ですか。あれは、指定しても改修はたしかできる話だと思うのですね。そういうことで、どこまでの縛りがあるのかというのがまず大事なのかなという気がします。その辺はもう決まっているのですか。
- 福井会長 : つまり指定をされるとどのような制限がかかるかということ、逆にメリットはないのかということも含めて、まず御説明いただけますか。
- 事務局 : 基本的には、まず大前提として、指定に当たっては所有者の同意が必要になります。したがって、同意のないものは指定できません。
- その上で、指定されるとどういう縛りというか、制限がかかるのかということですけれども、基本的には通常の管理行為そのものは許容されております。ただ、管理行為を越えた変更を伴う場合には、市のほうに手続が必要ということと、たしか審議会にも意見を諮るような、そういうような立てつけになっておりまして、非常に時間を要することになるという一つデメリットがございます。ただ、今お話ししましたように通常の管理行為は認められておりますので、ただ管理行為というのがどこまでが管理行為なのかということもありますので、もし今後指定するということになれば、少し内部で整理は必要だろうというふうに認識をしております。
- 例えば旧国立駅舎みたいなところを指定したら、多分変えるということは基本的にはなくて、あるのは管理行為の中で塗装が剥げるから少しメンテナンスをしようとか、そういうお話だと思うのですね。管理行為は問題ない。ただ、例えばそれを越えた変更になると、その線引きが難しいので、事務局としては建物単体とか、そういう形の指定のほうがよかろうという認識をしています。したがって、変更のときに、ちょっと変更内容によっては手間がかかりますねというお話と。
- あと、メリットのほうのお話でいくと、メリットは重要景観資源ですという名誉と、あとは施設の宣伝にはなるかなということがございます。例えば景観法での指定のものだと、自治体によっては税金の優遇制度であつたりとか、改修費用を部分的に負担しますということがあるのですけれども、景観形成条例の中ではそういったものはなくて、例えば買取り制度というものがございます。景観資源の買取り制度というのはあるのですけれども、そもそもまだ指定がされてないので、もしそういうふうになったときにそこをどう運用していくのかというのは課題になるかと思います。ですから、安易に指定してしまうと、所有者が手放したいときに、そもそも市が本当に買い取れるのかということも含めて、課題はあろうかというふうに認識はしてございます。

- 福井会長 : そもそも重要景観資源とは何物かということについて御説明いただきましたけれども、追加でもう少しこういうことを聞きたいということがもしございましたら。
- 大川委員 : 今説明いただいたのは、参考資料の条例等の表の1ページのところですね。助言及び指導というところなのですかね。届出のあった場合には、景観上損なわれると認めるときには助言及び指導ができるというふうに書いてある、それが根拠条文という感じですか。
- 事務局 : さようまでございます。
- 大川委員 : これも非常にアバウトな話で、変更ができないということではなくて、助言ができる、あるいは指導ができるという程度の話とも読めるわけですね。
- 事務局 : 強制はできないものと思っています。
- 大川委員 : そうなると、そもそも所有者の同意が必要だというときに、縛りだけあって、メリットが何もありませんというのに、メリットは先ほど言ったように名前が広く知れわたるとか、名誉的なものもあるとは思いますけれど、そうするとなかなか難しいかなという気もしないでもないです。
- 事務局 : ここも何かあれば言っていただけだと、今後の参考にできるかと思っています。
- 大川委員 : それと、先ほど田中委員がおっしゃったように、田んぼとか、ここでいうと崖線の部分ですかとか、ああいったものがなかなか範囲で指定できないという話になったのですけれども、これは同じ範疇のものかどうか分からぬのですが、よく地方では棚田とか、ああいったものが景観資源として結構指定されているようなことがあると思うのですね。そういうもののとは、そもそも概念が違うのですか。どうなのでしょうか。
- 福井会長 : これに関して、石川委員から、ぜひ音声でお願いできますか。
- 石川委員 : ありがとうございます。例えば富士山って国立にとってとても重要な景観資源だと思うのですが、今回の重要景観資源の指定の思想が中景をつくる物体に照準されていますので、そうすると富士山は大事だよねということが重要景観資源に指定できないというようなことがあるのではないかと思うのですね。
- 景観って、そういう広域的な連携や景観の背景をつくるものということもとても大切なことで、今議論に上がっていたように、国分寺崖線というものをある基準で指定して、ここからここまで範囲は大事ですみたいな、その指定の仕方にそぐわないのではないかというふうに思います。例えば多摩川もすごく国立にとって大切な重要景観資源だと思うのですけれども、範囲を指定するのが難しいし、富士山とかは富士山の物体が国立市内にないので、富士山大事ですよと勝手に言ってもね、みたいなところもあるし、でもやっぱり富士山は大切みたいな。
- 要するにルールとして設定をデザインするのはすごく難しいかもしれません、そのように広域的な現象とか、ことみたいなものを大事だというスケールと、それから今回照準している構造物や構築物や数えられる樹木みたいなものを指定するやり方と、あと場合によっては、無形文化財みたいにここのお祭りのこういう様子がとてもいい景観をつくっているみたいな、ソフトというのでしようか、ことを名指しするスケールとかいうふうに、マルチになっているといいのではないかなと思いました。
- これ、重要景観資源なので、国立市が何を景観的に重要だと思っているかということ

を、これに指定する基準自体が語るのではないかと思うのですね。そういう観点から考え方直してもいいのではないかなと思います。

福井会長： どうもありがとうございました。

名前が「資源」となっていて、結構幅広くなっているのです。国の景観法の制度でいうと、これは景観重要建造物に当たるので、それをあえて国立では「資源」というふうに幅広く捉えているということからすると、今のような御意見が当然出てくるわけですね。そういう意味では、国立のほうが先進的、包括的である。だけれども、今の話は景観重要建造物的になってきたので、先ほどのような御意見が出てきたのではないかなというふうに思っております。かなりそこは、これからも議論しなくてはいけないですね。

事務局： そうですね。まさにおっしゃるとおりで、順番でいくと、市の景観形成条例のほうが先にできていますので、景観法以前に国立市はその言葉を使っていましたというのがある中で、石川委員がおっしゃるように、今回の重要景観資源って、条例の解釈でいくとまさにターゲットは物なのですね。

ただ、例えば富士山の眺めであるとか、面的なものが重要ではないと考えているかとか、資源に値しないというふうに考えているわけではなくて、それはまた別の整理になるのだろうと思います。例えば富士山ということだとすると、恐らく視点場みたいな考え方になってくるかと思っていまして、景観づくり基本計画の中では、一応今回の重要景観資源の指定をしましょうというお話と、あとその下に視点場の設定をしていきましょうみたいなお話がありますので、順番的にはまず景観資源のほうを一度整理させていただいた中で、その次のステップとして視点場のお話があるのかなというふうに認識をしております。

それと、あと面的なお話でいくと、一応、市の景観形成条例の中で重点地区という考え方があつて、先ほど国分寺崖線のお話が出ておりましたけれども、国分寺崖線ではないのですが、青柳崖線はまさに重点地区の候補地ということで計画の中でも書かせてもらっていますので、面的な考え方も一応ありますというところではありますが、御意見を踏まえた中で整理を進めたいというふうに考えています。

石川委員： 一言だけ、今のお話に対して、要するに視点場とか、それから区域という空間に翻訳する以前の話もあるなと思っていますということです。つまり、富士山が大事だというのは言っておかないといけないのではないかなと思ったものです。

西村委員： 石川委員のおっしゃったことがまさに国立らしい視点なのではないかなと思うのですけれども、例えば神戸とか横浜だったら歴史的な建造物がたくさんあって、それがまちの雰囲気をつくっているのかもしれないのですけれども、国立ってどちらかというと、抜けというか、何もないことがいいというか、駅から降りたときにすっと空間の抜けがあって、両側に樹木があって、そういう、あと富士山も富士山が見える道路の抜けがあるというか。すごい景観、今回の重要資源という言い方では難しいのですけれども、少しほかの自治体の事例とかを見ていると、まち並みとかを指定しているところもあるので、そういった例えば富士山が見えるまち並み、道路の抜けと建物の高さだったりとか、そういう指定の仕方ができるようになると、すごく国立らしいのではないかなと思います。すごい何かピンポイントでこれがあるから国立らしいというものは実はあまりない

ような、実際、国立で生活していて思っていました、高さがそろっているとか、そういうことなのではないかなと思うので、そういう価値観が出せればすごく伝わりやすいのかなと思いました。

福井会長 : ありがとうございました。

実は、今、参考資料で出ている資料なのですが、今読んだのは1ページなのですが、6ページになると「自然の景観」の主な景観資源図と書いてあって、9ページに「みちの景観」の主な景観資源図とあって、延々と景観資源という言葉を使って国立の景観のよさを語っているんですね。

その中で、この制度の名前が重要景観資源だということは、ここに挙げたものの中でこれは大事だぞというのを指定するというふうに、これ、条例と基本計画で想定しているというふうに読めるのですが、でも御説明としてそうではないって話になってしまっているところに、多分委員の皆さんのが国立に関する感覚と、今の制度を提案されているところが大分離れているのではないかというような御意見につながっているような感じがあるのです。あえて今回の基準を建造物系のほうに絞っている理由と、ここで委員の方々から出ているそれ以外の物件系ではないやつをどうやって守っていくのかということについて、それはやはり両輪だと思うのです。その辺の政策の想定といいますか、整理中かもしれませんけれども、その辺の構想についてもしお考えがあれば、事務局から御説明いただけますか。

事務局 : 会長がおっしゃったこととまさに私も同じようなことは考えています、景観資源ということで、計画の中に様々なものを挙げております。ただ、現状、条例の中でいくと、条文としてはそのような書き方にはなっていないので、場合によってはそういうものも含めて重要景観資源として考えていく必要があるよねということになれば、必要に応じて条例改正ということはあるのだろうとも思っています。ただ、現時点では、一旦今の枠組みの中で整理をさせてもらって、まとめていただけたらというのが実態でございます。ですので、そういうような御意見があれば、そこも踏まえた上で整理は進めたいかなと考えています。

福井会長 : ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。素朴なことでも。

田邊委員 : 今、国立市が考えている制度というのが、ちょうど鎌倉市が持っている景観重要建築物制度、これは市独自の条例に基づく制度なのですが、とてもよく似ていると思うのです。この条例と比較しても、今の制度の設計というのが指定してもらう側にメリットがなさ過ぎる。今、本田家と国立駅舎というのが個々に挙がっていますけれども、これは市が所有しているものなので指定はスムーズに進むと思いますが、あまりにもメリットがなくて、現状変更とか指定解除とか、そういうところに対して足かせがかかるだけの制度に見えててしまうので、少しそこは工夫が必要で、単に補助がもらえるとか助成金が出るということだけではなくて、例えば指定するとボランティアの方々が庭のお掃除を手伝ってくれるとか、腕のいい大工さんを紹介してもらえて改修のときに役立つとか、所有者同士が交流してお互いに悩みを打ち明けられるような現場が持てるとか、そういういろいろな方法があると思うのですけれども、指定してもらう側がメリットに

感じるものがないと、指定は進んでいかないのかなというふうに思います。

鎌倉市は20年以上この制度を運用していて、今40件ぐらいあるのですけれども、その中で取扱いが難しいのは、今も少し話が上がっていきましたけれども、建築物と一体になっているお庭なのですね。建築物のほうには補助が出たりとか、助けてあげることができるのでけれども、庭が指定されていないので、庭は手つかずでどんどん荒れていくとか、庭だけが変わってしまうというようなことがあります。一体になっていい景観になっているものが守られないので、物（ぶつ）、物（もの）だけではなくて、庭みたいなものも一緒に考えていかないと、景観という意味では維持できないというケースが具体的にありました。

あと、最近あった例ですと、モダニズム建築で、指定当時はまだ建築後50年たっていない建物なのですけれども、そういうものも指定の対象にしました。指定の意向があれば、なるべく幅広く受け止めて指定していくということも大事だと思いますけれども、一方で最近多いのは、指定解除をしたいという申出があります。特に相続に絡んでどうしても持ち切れないとか、そういう御相談が多くて、実際に指定解除になってしまったものも多いのですけれども、今の国立市の制度では、例えばそういう所有者が困っているときに指定解除ができない仕組みになっているのですね。現状の価値が損なわれたときでないと指定解除ができない、あとは市が買取りできるか、できないかということだけしかなくて、とてもハードルが高いなというふうに思います。

鎌倉市の場合は、歴史的なものが残っていくように、通称、橋渡し制度というふうに言っていますけれども、貸したい所有者と、借りてそこで事業をやりたいような方々を結びつけるような制度があったりとか、やはり指定されたことに対してそれが長く続けられるような仕組みというのがなければいけないと思います。民間の場合は、指定されると公開しなければいけないのかとか、そういうこともありますし、指定されたものをマップにして観光ルートみたいになってしまふのかとか、それ、いい面と悪い面もありますけれども、そういうことですとか。指定されたときにきれいなかっこいいプレートがもらえて、それが貼れるのかとか、いろいろ考えることがあると思います。

やはりまずは民間の方々が、これに指定されてよかったですと思えるような何かの仕組みがないと、この先進でいかないのではないかという気がしました。

- 福井会長 : 非常に重要な御指摘、ありがとうございました。指定の基準の前に、まずは制度設計というか、運用の現実性を少し考えたほうがいいのではないかという御指摘だというふうに思っております。鎌倉の事例も御紹介いただきまして、ありがとうございました。
- 西村委員 : 今のメリットという意味でいうと、例えばそういう指定された建物って、古いかやぶきの屋根だったり古い建物というのが増えていくと思うのですけれども、それを存続させるというのは、別に古いものをそのまま残すというよりは活用したいのだと思います。そのときに障壁になるのは、建築基準法だと思うのです。神戸とかは指定されると建築基準法の適用除外をやっているのです。そういう形で、長く使えるメリットがあるよというのは、例えば古い建物を維持したいのだけれどもやはり建て替えなければいけないみたいなことって生じると思うので、適用除外して増築とか、そういうことができるとなると、むしろそれを活用して、例えば残そうという機運も出るのではないか。

- 福井会長 : ありがとうございます。景観法の景観重要建造物は確かにそういう事例もあるというふうに思っています。ありがとうございました。
- 田中委員 : まず皆さんから御意見いただきたいのですが、このほかいかがでしょうか。
- 田中委員 : 指定の方法とか、解除ですとか、現状変更、もう少しライトな形というのも検討していただけだと、増えていくと思います。やはり、指定、登録、届出とか、いろいろな言葉があると思うのですけれども、どうしても市で行うと非常に堅苦しいような。商工会から来ておりますので、商工業を営んでいる団体からすると、やはりいいものは市外の方にPRをして見に来てもらうという観光ルートを設定していただけたことで、まちが活性化されるということは、十分利益としての面があると思いますので、気軽に指定してもらえる。ただ、3年、5年で、もしかしたら指定が解除されてしまうとか、例えばランクをつけるとか、そういった柔らかい考え方で増やしていくような方策も考えたほうがいいのかなと思いました。
- 福井会長 : ありがとうございます。少し重いという話ですね。
- 田中委員 : このほか、いかがでしょうか。本当に我々も今回初めて議論することなので、市民の委員の方々もぜひ御意見いただければと思います。
- 佐藤委員 : 景観というと、どうしても領域を意味する気がして、そこがどうしても納得いきません。物を指定するということが、物を見たときにそれを景観とは呼べない気がして、つまり用語的なところが引っかかり続けてしまいます。定義は書かれているのですけれども、何かはつきりした表現がないと、今後もそこで悩む人はずっといるのではないかという気がします。
- 福井会長 : 名前と中身が少し乖離しているところが分かりづらいという感じですね。
- 佐藤委員 : 景観の言葉ですね。
- 福井会長 : ありがとうございます。
- 佐藤委員 : いかがでしょうか。
- 渋谷委員 : 景観資源ということで、例えばロータリーなども当てはまっていったらいいなと思っていたのですけれども、例えば商店会等のイベントで交通規制をかけてそこを使いたいなんていったときに、一つまたハードルが増えてしまうのではないかという、懸念というのですかね、そういうことは少し心配していますね。意見です。
- 福井会長 : ありがとうございます。指定されるといろいろなものに制約がかかって使いづらくなるのではないかというような御心配がついて回るということだと思います。ありがとうございます。
- 鶴田委員 : 私は少し指定基準の読み方を確認したかったのですけれども、指定基準の2ページ、5の(1)の指定基準で、木竹の単独基準というのは、木竹がこの場合に当たるというときは1から4の幾つかに該当して、5、6、7は全部当たらないといけないという読み方になるのか。こここの1、2、3、4と5、6、7の関係がどうなるのかなというのを教えていただきましたか。
- 鶴田委員 : あと、15メートルというような基準というのは何か根拠があることなのか、もし教えていただけたらと思います。
- 福井会長 : 2点、御説明いただけますか。

- 事務局 : 木竹の関係は、この3点のいずれかで考えております。
- 鶴田委員 : 分かりました。あと、大きさのイメージが少し湧かなかった、この大きさというのは何か参考になるようなもの、基準があつてこの数値になつてはいるのでしょうか。
- 事務局 : この数値でございますか。実はメリットのことを多分御指摘いただいているのですが、市のほうの環境の部署で樹木の指定の条例を持っています。一定的な管理なのでございますけれども、若干の助成ができる事になつてはいるので、それとの連携を図つていけるかなという形で、環境の部署が持つてはいる条例の規定を引用したというような背景がございます。
- 鶴田委員 : よく分かりました。ありがとうございます。
- 福井会長 : 保存樹木の助成みたいなものにこの数字が該当するということですね。
- 事務局 : はい。緑化推進条例というのがございます。
- 福井会長 : ありがとうございます。そういうのもぜひ相関図を作つていただいて、これをやるとほかの立てつけのほうから持つてきてメリットが出るみたいなことになると、今日メリットは何なのかという話が結構出たのですけれども、ぜひそこまで見ていただくと、指定をされる側から見たときのメリットというのが見えてくるのではないかと思います。今日のこの条例だけですと、指定されるばかりで何もいいことがないというふうに見えててしまうので、そうではないのであれば、別にそういうふうに見せていただけるとありがたいなと思いました。
- このほか、いかがでしょう。
- 北島委員 : ちょうどこの週末に谷保天満宮で例大祭があるので、獅子舞のお先払いです万灯が練り歩きます。万灯は作るのに1か月かけて、お祭りで谷保のロータリーから出て天神様まで行くのですけれども、架線が引っかかるので渡れなくて、実際にはその手前から出るのですけれども、3時間後には壊してしまいます。毎年作るのですけれども、もったいなくて、これを飾れないかということで、今年ある方が少し協力をしてくれて、今、大万灯が天神様の駐車場にテントでライトアップしています。
- 大万灯は、今まで過去に見られたことがなくて、これはそれこそ本田家が来た後から、お祭り自体は古いですけれども、この万灯というものがずっと続いていて、伝承されてきているものなので、1年1回しか見られないものです。万灯行列というのを道路から見たとか、実際、谷保駅から出ているわけですから、あの行列を見るとか、天神様のお祭りというものをぜひそういう景観の一つに入れてもらえば、それこそイベント的には人を呼べる最大のものだと思っています。
- あと、これを国立駅に1週間ぐらい置けないかなということも考えています。
- 福井会長 : ありがとうございます。固定した物件だけではなくて、そういう一時的だけでも非常に重要なものを、一時的な景観として検証するという、指定をしてそれをしっかりとPRするということがとても重要ではないかという御意見ですね。ありがとうございます。
- 国立は景観資源が多いのですよね、本当に。
- だからこの制度がやや狭く見てやろうとしているところで、やはり皆さんの少し違和感が出ているのかなという感じがいたします。
- 大川委員 : 国立市というとどういうイメージですかと聞くと、駅を出て真っすぐの大学通りと、

その周りの樹木というのがありますけれども、今の基準でいうと、それは指定できる範疇になるのでしょうか。例えばイチョウと桜がありますけれども、あれを今度は違う木に替えますといったときに、意見ができるということはいいことだと思うのですね。ですから、ある意味指定する意味というのはあると思うのですけれども、今の基準でそういう範囲はできませんよとか、こういったことになると、指定する意味というのは少し薄らいでいくのかなという気がします。

田中委員 : できれば指定されたほうがいいと僕自身は思うのですけれども、非常に管理上、難しい部分があると思います。どうしても最近多くあるのが、風が吹いて木が倒れてとか、落ちてきて、昨年も日野で亡くなられた方がいらしたりとか、けがをされたりとかというところの中で、少し弁護士さんの案件になるとは思うのですけれども、責任を市が負わなければいけなくなるような立てつけになると難しくなるのではないかと思います。その辺を整理して、僕はふわっとした指定ができればいいなと、先ほど少し言ったのですけれども、そういったところまで細かくつくり込んでいくと、そういった大学通りだとか、少し不安定なものも指定ができるのではないかなと思っております。

大川委員 : 逆に、しっかりと管理してなかつたら管理しなさいということもできるので、そういう意味でのメリットもあるのではないかなというふうに思います。何となくイメージとして世界遺産みたいな感じで、ある指定時の要件がなくなってきたら指定解除しますよとか、そういったようなことも必要かなと思いますし、先ほどから建物ではなくて文化遺産みたいなもの、そういったものをどうなのかという意見も出ていますので、どこまで手を広げたらいいのかというのもありますけれども、そういったものも少し含めて考えるのもいいのではないかなというふうに思います。

福井会長 : ありがとうございます。

石川委員 : 重要文化的景観でも、お祭りって指定されないのでよね。保護の対象になっていないという。

福井会長 : そうですね。

石川委員 : でも、それ自体も問題だよねという研究もあるし、国立がお祭りを景観という観点から重要だと思っていると、先んじて言うというのはすごくいいことと思うのですけれども、これは景観ではなくて文化だとか、そういう言い方ではなく、景観という観点からこれもあれも大事だみたいに言明するチャンスなのではないかなと思います。

福井会長 : ありがとうございます。非常に示唆に富んだ御意見で、私も文化的景観の仕事は少ししていますが、あちらも重要な構成要素という名前で、どうしても物件を選んで守ろうという話になっていて、そこで行われる活動については割と地元任せになってしまっているところがありますので、それは、実は景観はその活動によって出来上がっているということを考えると、物だけ残っても何も残らない。

ここで議論を伺っていると、国立はもちろん物もいい物はあるのですが、やっぱりその営み自体にかなり歴史とか文化があって、それを守っていかないと景観を守ったことにならないのではないかという御意見が多数を占めたという感じがいたします。

まだ何か御意見がございますか。今日は収まらないなと思ったので、少し事務局のほうに宿題といいますか、こういう検討はどうですかと御提案を差し上げようと思うので

すけれども、もしまだ言い足りないことがございましたら言っておいていただきたいのですが、よろしいですか。

では、私のほうの勝手な提案すけれども、やはり皆さん非常に様々な種類の景観資源、国立の景観資源を守るべきだというのが今日の御意見だと思うのです。それらをどう守るかという手段がたくさんあると思うのですけれども、重点地区に指定するとか、何か制限をかけるとかというのはあるのですが、それぞれの景観資源に対してどういう手当てをして守っていこうとするのかというマップみたいのを作っていただいて、今回の重要景観資源という物件を選定するのはそのうちどういうところに当てはまるのかというところを示していただくと、それ以外のところは別でしっかりと手当てをしますよというふうに御理解いただけたのであれば、今、制度設計しようとしているところがすんなりいくのではないかと思うのですね。その範囲の中でどうするのだと。なので、それを少し整理していただいて、全体の施策のイメージを考えていただくのがいいのではないかと思うのです。

それから、この制度自体も、今日の諮問としては、対象と指定基準だけだったのですが、やはり今日、皆さんからの御意見としては、まずメリットの問題で、選定されるとどういうよいことがあるのかということがないと、今、想定されている市の持ち物については問題ないでしょうが、民間に対して了承はいただけないということが容易に想像ができるので、その点をまず検討いただきたい。

それから、先程ご説明があった木竹については別のものがあるとおっしゃっていましたけれども、そういう関連する市の持っているサポートする制度みたいなものもぜひそこに入れ込んでいただいて、説明していただきたいということだと思っています。

それからもう少しく細かく見ていくと、どう選定をして、管理はどうして、それから変更するときはどういうアプローチをこちらからできるのかとか、選定解除に至るときにどういう手続をするのかというところの、割とリアリティーを持って運用を考えていくような判断ができないと、少しここで、それに基づいたどのような基準でどのようなものが選定できるかという話になっていって、ライトにという話もございましたので、どのレベルに想定するのか。たくさんあって、これに選定されないと国立の建物としてはまずいよねぐらいの話にするのか、本当に大事なものだけにしてこれはどうしても守ってくれという、そういう話にするのか、多分2段階のことがあると思うのですが。

その辺も少し事務局で検討していただいて、改めて御提示いただいて、この部分について議論いただきたいというふうに範囲を明確にしていただくと、恐らく議論がしやすくなると思いますので、今日は皆さん本当に国立の景観に愛を持っていることが分かりましたので、それをもって少し継続審議とさせていただきたいと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

福井会長： オンラインの先生方、それでよろしいでしょうか。

石川先生からは、夕日が見えるという項目も調布市ではあるという話なので、視点の話もありましたけれども、そういうことも含めてだというふうに思っております。

では、事務局はそれで、全部ではなくて、少しその方向で御検討いただけますでしょ

うか。

事務局 : はい、かしこまりました。

福井会長 : それでは、以上で議題1の諮問、重要景観資源の指定要件についてというのを終わらせていただきます。

続きまして、議題2、その他になります。事務局から何かございますか。

事務局 : 事務局から2点ございます。

1点目なのですけれども、開発事業の状況でございます。お手元の資料2を御覧ください。こちら、令和6年度の開発事業手続台帳の写しとなります。令和6年度は11件の新規事業がございました。うち、大規模開発事業については1件ございます。

それと、台帳に記載があるものではないのですけれども、昨年度、その少し前に御審議をいただきました案件につきまして、2件ほど御報告させていただきます。

1点目なのですけれども、令和3年、もう4年前なのですけれども、第22回まちづくり審議会で御審議をいただきました、(仮称) 国立市中一丁目賃貸住宅計画新築工事、いわゆるJRの賃貸住宅棟のお話になります。令和6年の8月にまちづくり条例に基づく完了検査を行って、その後、完了確認証をお渡していますので、条例手続は終わっております。その後、今年の7月に、当該建物の1階部分に市の子育て施設として、子育ち・子育て応援テラスというものがオープンをしました。また、それに先立ちまして、隣のJRの商業棟もオープンしておりますということと、併せて前面道路の市道についても整備を行いましたので、結果として、以前からここ通りに個人店が何件かあります。そういうお店も合わせると非常に国らしさいい空間ができたなというふうに思っています。お時間がありましたらぜひ御覧いただければという、報告というか少し宣伝になりますけれども、そういうことが1点ございます。

それと2点目、第30回、それから第31回のまちづくり審議会で御審議をいただきました、谷保駅前の(仮称) 国立市富士見台一丁目計画新築工事ですが、建物の少し高さを下げるために、地盤面を前面道路より下げているということがあった案件なのですけれども、こちらについても審議会で御意見をいただいて、やはりそろえたほうがいいでしょうということがございましたので、最終的に事業者のほうで地盤面をそろえる形で計画のほうは変更を行いました。今年の1月7日に協定締結をいたしまして、ただ、なかなか工事業者の選定が難航しているようで、着工がまだということで伺っております。

一応、直近で動きがありました案件を2件ほど御報告させていただきました。

それから2点目、委員名簿についてでございます。お手元の資料3を御覧ください。こちらは令和7年9月時点のまちづくり審議会の委員名簿となりますので、御確認をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

福井会長 : ありがとうございました。

国立の駅のほうはこの会でかなり議論をさせていただいて、通りに向けてなるべくにぎわいが出るようにということで、歩行空間の充実とにぎわいの創出についてかなり要望させていただいた結果がしっかりと対応していただけたということで、あの審議も大

変でしたが、結果が出たということで、少し私も見に行きたいというふうに思っております。ありがとうございました。

初めての委員もいらっしゃるので、資料2なのですが、どういうことが行われた結果なのかというのを少し御説明いただいてもよろしいですか。

事務局 : まちづくり条例が平成28年に施行されまして、それ以前は開発指導要綱で行っていたのですけれども、いわゆる大規模な案件、具体的に言いますと、いわゆる都市計画法の29条の開発行為であるとか、あるいは国立市の場合は高さ10メートルを超える建築物とか、あとは集合住宅で戸数の多いものなどは、まちづくり条例の手続を踏んでいただいて、その中で駐車場とか、駐輪場とか緑地とか、景観という観点で事業者と協議をさせていただいております。

この台帳は、令和6年度にその条例手続が始まった案件を記載させていただいておりまして、全部で11件あります。その中でも特に大きいもの、高さが20メートルを超えるとか、そういうものについては大規模案件ということで、構想の段階から市と協議をして、計画変更の段階で協議をさせてもらって、その後、細かい設計に入るというようなものになっております。この台帳の中では、案件と、それから裏面のほうに案件の手続の状況を載せさせていただいておりまして、いつから手続が始まって、今この状況、日付が入っているのが行われた日、斜線、横棒が引いてあるのは手続が不要であるということで、線が引いてあるものになります。というのがこの台帳の見方になります。

台帳はホームページで公開しております、随時更新をしておりますので、最新の開発の状況というのは市のホームページで確認できるようになっております。

福井会長 : 概要については市のほうで指導されて協議をされているという、そういう理解でよろしいですね。ありがとうございました。

では、ほかに何か委員のほうからございますか。よろしいですか。

事務局もよろしいですね。

事務局 : はい。

福井会長 : では、本日の議事は全て終了いたしますので、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後7時44分) 以上